



は じ め に

世界に例のない速度で高齢化が進んでいるわが国では、高齢者介護の問題が、老後における最大の不安要因となっています。このような状況を背景とし、社会全体で介護を必要とする人を支える仕組みとして、介護保険制度が創設されました。関係各位のおかげをもって、加賀市の介護保険は円滑な運営を行ってきましたが、制度施行から6年が経過し、平成18年度から大幅な制度見直しが行われることとなりました。

加賀市の高齢化率は現在23%を超え、平成26年には30%を超える推計が出ております。4人にひとり、3人にひとりが高齢者となる社会では、高齢者自身が役割をもって、社会の担い手となる必要があります。心身共に自立し、豊かな知恵と経験を活かして地域社会に参画する「お達者」な高齢者を増やすことが、高齢者保健福祉の目的であると思います。

少子高齢化が進行する中で、わが国は、今後10年で第1次ベビーブーム世代が65歳に到達し、本格的な超高齢社会が到来します。本計画では平成27年(2015年)の超高齢社会のあるべき姿を見据えて、公助のシステムである介護保険制度等を適正に運営し、高齢者自身が自助の努力を尽くし、さらに地域における互助の力を可能な限り活用する、自助・互助・公助のあらゆるシステムを適切に組み合わせることにより、「高齢者が住みなれた地域で支え合いながら、その人らしく暮らし続ける」ことを最大目的としています。

介護保険制度の創設は、高齢者介護のあり方を大きく変容させました。そして今回の介護保険制度の改正は、超高齢社会のあるべき姿を実現するための再スタートといえます。本計画については常に内容を見直し、今日的な目標を掲げ、高齢者保健福祉施策を推進したいと思っています。

最後に、計画策定にあたり幅広い市民の皆様から、貴重なご意見やご提言をいただきましたことに、心から厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

加賀市長 大 幸 甚